

川口市障害者居宅サービス技術援助事業仕様書

障害者の日常生活を営む上で必要な便宜を供与し、自立と社会復帰の向上および地域福祉の増進を図ることを目的とする。また、障害者に対する、居宅サービスを提供する事業所および介護職員の支援技術の向上を目的とする。

1 件 名 障害者居宅サービス技術援助業務委託事業

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

障害者の日常生活を営む上で必要な便宜を供与し、自立と社会復帰の向上および地域福祉の増進を図ることを目的とする。また、障害者に対する、居宅サービスを提供する事業所および介護職員（以下「ヘルパー」という。）の支援技術の向上を目的とする。

(1) 居宅サービス内容検討会

事例を通して、ヘルパー同士の意見交換や専門職のアドバイスを受け、援助方法の検討を月1回程度検討する。また、事業所等への調査等を行い、検討方法について市と協議する。

(2) 障害者ホームヘルパー研修会（年2回）

専門職からの講義や関係機関のシンポジウム等を行うことで、障害者に対する基本的な知識を学ぶ。

(3) スキルアップ研修（年2回）

専門医等から、特定疾患や障害等の知識及び対応方法を学び、ヘルパーのスキルアップを図る。また、強度行動障害や医療的ケア等の高度なサービスの知識、スキルの向上につながるような研修、学習会も実施する。

(4) ゲストワークショップ（年1回）

ゲストから提供されるテーマ等を題材に、助言なども得ながら参加者全体で知識を深める。

(5) その他必要と認められる事項

4 事業の報告

各事業内容の実施報告書を作成し、市に提出するものとする。

5 その他

事業の開催にあたっての実施日（曜日）や時間帯、会場については、偏りがないよう配慮するものとする。